

「山口県消費者基本計画 第4次改定版（素案）」に意見表明

～「悪質な住宅修理業者とのトラブル」を防止するため、行政・関係団体と連携した取組みの実現を要望～

日本損害保険協会中国支部（委員長：谷口 徹・損害保険ジャパン株式会社 広島支店長）では、山口県が2022年12月19日から2023年1月18日の間に実施した「山口県消費者基本計画 第4次改定版（素案）」に関するパブリック・コメント（意見募集）に対し、谷口委員長名で意見表明を行いました。

本計画は、消費生活条例及び消費者教育推進法に基づく、山口県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針であり、概要は以下のとおりです。

＜山口県消費者基本計画 第4次改定版（素案）の概要＞

第1章 計画改定の背景と趣旨

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

第3章 施策の展開

1. 消費生活における安心・安全の確保
2. 消費生活相談の充実、紛争の適切な解決の促進
3. 持続可能な社会を目指した消費生活の推進
4. 消費者教育の推進及び情報発信
5. 連携・協働の推進

これに対し、以下のとおり意見表明を行っています。

＜「山口県消費者基本計画 第4次改定版（素案）」への意見表明＞

「警察と連携した、うそ電話詐欺、悪質商法による被害状況や消費生活センターの相談受理状況等の情報を共有するほか、消費者被害防止の普及啓発キャンペーン等」の実施につきまして、社会的弱者である高齢者に被害が多く発生していることもあり、警察と連携した取組みが必要であるとの趣旨に賛同いたします。

さて、このような悪質商法の一つに、「保険がつかえる」といって勧誘する「悪質な住宅修理業者とのトラブル」があります。「悪質な住宅修理業者とのトラブル」による相談は、5年前の3倍にまで増加していることから、当支部では、中国地方の消費生活センターや警察との被害実態の情報交換や連携した啓発活動に努めています。

山口県における「悪質な住宅修理業者とのトラブル」を撲滅するため、これまで以上に山口県消費生活センターおよび山口県警察をはじめとした行政・関係団体と連携した取組みを実現すべく、うそ電話詐欺、悪質商法に加え「悪質な住宅修理業者とのトラブル」についても、本基本計画に明記することを提案いたします。

中国支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進します。